第3章

認知症対策の総合的な推進

第1節 認知症対策の推進

第2節 地域連携の推進と専門医療の提供

第3節 認知症の人と家族を支える人材の育成

第4節 認知症の人と家族を支える地域づくり

第1節 認知症対策の推進

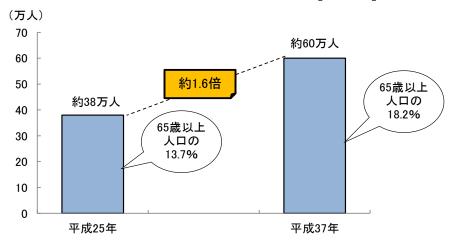
- 認知症の人と家族を支える地域づくり、地域連携の推進と専門医療の提供、 人材育成、普及啓発など、総合的な認知症対策を引き続き推進します。
- 区市町村が円滑に地域支援事業において認知症総合支援事業を実施できるよう、必要な支援を行っていきます。

1 認知症対策の推進

現状と課題

- 都内で要介護(要支援)認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上)は、平成25年11月時点で約38万人に上り、平成37年には約60万人に増加すると推計されています。
- また、見守り又は支援の必要な認知症高齢者(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上)は、平成25年11月時点の約27万人から、平成37年には約44万人に増加すると推計されており、今後、高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加に伴い、認知症の人の急速な増加が見込まれています。

<何らかの認知症の症状がある高齢者の推計[東京都]>



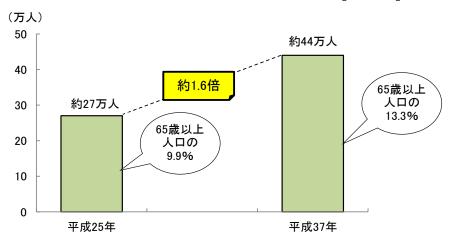
資料:東京都福祉保健局高齢社会対策部「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査」(平成 25 年 11 月) を基に推計

≪参考≫認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

		自立	日常生活自立度 I からMに該当しない(認知症を有さない)方
何		I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に ほぼ自立している。
症状があ 支援が 支援が	中目	II (a, b)	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 誰かが注意していれば自立できる。 (a-家庭外で b=家庭内でも)
	援守がり	Ⅲ (a, b)	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 介護を必要とする。 (a=日中を中心 b=夜間を中心)
る症の	必又 要は	IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 常に介護を必要とする。
0)		М	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、 <u>専門医療を必要とする。</u>

資料:厚生労働省通知 (平成21年9月30日 老老発0930第2号)

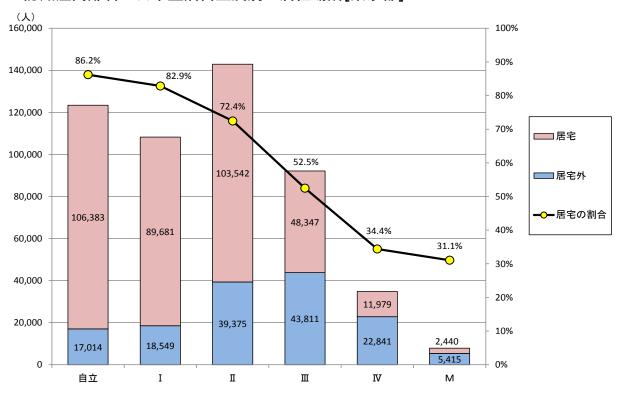
<見守り又は支援の必要な認知症高齢者の推計[東京都]>



資料:東京都福祉保健局高齢社会対策部「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査」(平成 25 年 11 月) を基に推計

● 何らかの認知症の症状を有する人(認知症高齢者の日常生活自立度 I 以上)の 66.2% が、また、見守り又は支援の必要な認知症の人(認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上)は 59.8%が、在宅(居宅)で生活しています。

<認知症高齢者の日常生活自立度別の居住場所[東京都]>

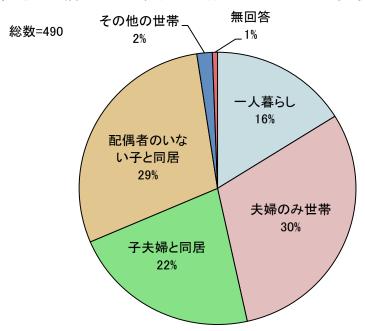


- (注1) 要介護(要支援)認定データ(回答のあった 56 区市町村)集計値に占める認定申請時の所在別の認知症高齢者の 割合
- (注2) 居宅外とは特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、ケアハウス、病院等をいう。

資料:東京都福祉保健局高齢社会対策部「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査」(平成 25 年 11 月)

● 在宅で生活している認知症が疑われる人のうち、16%は一人で暮らしており、夫婦のみ世帯も30%に達しています。今後は、一人暮らし高齢者が更に増加するとともに、世帯構成員が減少していくことが予測されています。

<在宅で生活している認知症が疑われる人がいる世帯の状況>



資料:東京都福祉保健局高齢社会対策部「認知機能や生活機能の低下が見られる地域在宅高齢者の実態調査報告書」 (平成 26 年 5 月)

- このような状況から、介護者自身が高齢である場合や、介護者も認知症を発症している世帯が増加することが予想され、今後は地域全体で認知症の人の暮らしを支える取組や、家族介護者の疲弊を防止する取組がますます重要になってきます。
- 認知症になっても、地域で安心して生活できるよう、地域における適切なサポートの 仕組みづくりとともに、地域住民の認知症に対する理解を促進するための普及啓発が必 要です。

施策の方向

- 認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるための地域づくりや、医療と介護の連携による総合的な認知症対策を検討、推進していきます。
- 認知症の人やその家族の視点に立って、認知症に対する理解促進をより一層図っていきます。

【主な施策】

認知症対策推進事業〔福祉保健局〕

認知症対策を総合的に推進するため、「東京都認知症対策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。また、都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」の活用を通じ、普及啓発を図ります。

2 地域支援事業の円滑な実施に向けた支援

現状と課題

- 厚生労働省は、認知症施策のより一層の推進を図るため、平成24年6月に「今後の 認知症施策の方向性について」を取りまとめ、平成24年9月には、平成25年からの5 年間の計画として、必要な医療や介護サービス等について数値目標を定めた「認知症施 策推進5か年計画(オレンジプラン)」を発表しました。
- 平成27年1月には「認知症施策推進総合戦略~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~(新オレンジプラン)」を発表し、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」という基本的な考え方を示しました。新オレンジプランは、七つの柱(①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、③若年性認知症施策の強化、④認知症の人の介護者への支援、⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、⑦認知症の人やその家族の視点の重視)で構成されており、認知症の人やその家族の視点に立って、関係府省庁が共同で策定したものです。
- 都道府県と区市町村は、新オレンジプランに定められた各種施策の推進を図ることが 求められます。
- また、平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法においては、「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業(以下「認知症総合支援事業」という。)」を地域支援事業の包括的支援事業に位置付け、平成27年度から順次実施し、平成30年度からは全区市町村で実施することとされました。

- 認知症総合支援事業とは、平成27年度から地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられる以下の2事業を指します。
 - ① 認知症初期集中支援推進事業

認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に設置する。

② 認知症地域支援・ケア向上推進事業

区市町村ごとに、認知症疾患医療センター等の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関の間の連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を設置し、地域の実情に応じて、一般病院・介護保険施設等での認知症対応力の向上、認知症ケアに携わる多職種の協働研修、認知症高齢者グループホーム等での在宅生活継続のための相談・支援及び認知症カフェ等の取組を推進する。

施策の方向

- 平成30年度からは全ての区市町村が、「認知症初期集中支援推進事業」及び「認知症 地域支援・ケア向上推進事業」を実施することが必要です。
- 各区市町村が円滑に「認知症初期集中支援推進事業」及び「認知症地域支援・ケア向上推進事業」を実施することができるよう、区市町村の状況を踏まえて、各種の施策により必要な支援を行っていきます。

【主な施策】

・地域支援事業交付金〈再掲〉〔福祉保健局〕

区市町村が行う地域支援事業(介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業)を財政的に支援するため、介護保険法に定められた割合に基づき交付金を交付します。

第2節 地域連携の推進と専門医療の提供

- 地域の支援体制を構築するため、医療機関相互や医療と介護の連携の推進 役である認知症疾患医療センターを島しょ地域を除く全区市町村に設置し、 認知症の人が地域で安心して生活できるよう支援していきます。
- 認知症の早期発見・診断・対応を推進するため、都民の認知症への理解を 深めるための普及啓発を行うとともに、認知症支援コーディネーターと認知 症アウトリーチチームの取組を進めていきます。

1 認知症疾患医療センターの整備

現状と課題

- 今後急速な増加が見込まれている認知症の人に対する医療ニーズに応えるため、認知症の人の地域生活を支える医療体制の整備を進める必要があります。
- 認知症の人の多くは在宅で生活しており、住み慣れた地域での生活の継続を望んでいます。認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活するためには、医療・介護従事者それぞれの認知症対応力の向上を図り、医療と介護の連携を推進していく必要があります。
- 認知症は原因疾患と進行段階により症状が異なるため、鑑別診断¹後、その段階に応じた適切な医療の提供が必要です。また、認知症の人が身体合併症²を患ったときや行動・心理症状³が悪化したときに適切に対応できる診療体制の整備が求められています。
- 身体合併症や行動・心理症状を発症する認知症の人は多いことから、特定の少数の医療機関で対応するのではなく、多くの医療機関がその機能や特性に応じて、連携して対応していくことが必要です。

¹ 鑑別診断

認知症の原因疾患と認知症の症状に類似する他の疾患(せん妄、うつ病等)とを見分けること。

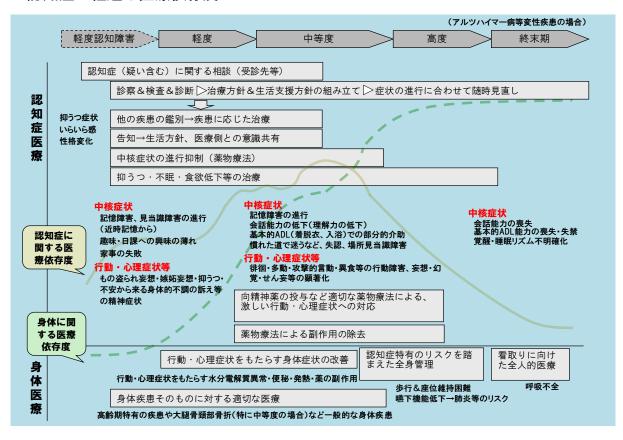
² 身体合併症

認知症の症状に加え、肺炎や骨折、がん等の身体疾患を併発した状態

³ 行動・心理症状

本人がもともと持っている性格、環境、人間関係など様々な要因がからみ合って、うつ状態や妄想のような精神症状や、徘徊・暴力等の日常生活への適応を困難にする行動上の問題が起こること。

<認知症の経過と医療依存度>



資料:東京都福祉保健局「東京都認知症対策推進会議 医療支援部会報告書」(平成 21 年 3 月)

- 認知症の人への医療において重要な役割を担うのは、本人の身体疾患の治療状況や生活環境を把握している地域のかかりつけ医です。このため、都では、これまでかかりつけ医の認知症対応力の向上を図ることを目的として、東京都医師会と連携し、認知症サポート医⁴の養成、かかりつけ医認知症対応力向上研修⁵を行ってきており、それぞれの研修修了者は、都内各地域にわたっています。
- 都内の医療機関に対し、認知症に関する診療体制を調査した結果、認知症の診断・治療を行う専門医療機関が都内各地域に存在することが明らかとなっています⁶。しかし、認知症と身体症状の双方に切れ目のない医療支援体制、地域におけるかかりつけ医と専門医療機関の連携体制は、まだ十分に構築されているとは言えません。

地域医療に携わり認知症の対応に習熟している医師で、所定の研修を修了し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師(平成27年2月末現在666人)

⁴ 認知症サポート医

⁵ かかりつけ医認知症対応力向上研修 高齢者が日頃から受診する診療所等の主治医(かかりつけ医)に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族・ 介護者への支援の方法を習得するために実施している研修(平成27年2月末現在の修了者数2,556人)

⁶ 東京都福祉保健局高齢社会対策部「認知症疾患医療センターに関する調査」(平成 26 年 7 月)

- 認知症の人と家族を地域で支える医療体制を構築するために、都は、平成24年度に 東京都認知症疾患医療センター⁷として12病院を指定しました。東京都認知症疾患医療 センターは、二次保健医療圏(島しょ地域を除く。)に1か所ずつ指定されており、「専 門医療機関としての役割」、「地域連携の推進機関としての役割」、「人材育成機関として の役割」を担っています。
- 三つの役割を果たすために、各認知症疾患医療センターは、専門医療相談の実施、鑑別診断とその初期対応、身体合併症と行動・心理症状への対応、認知症疾患医療・介護連携協議会の開催、地域の医療・介護従事者向けの研修会の開催、認知症の普及啓発等の様々な活動を行っています。
- なお、国は、「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」において、認知症の早期診断等を行う医療機関(認知症疾患医療センター)を全国で約500か所整備する目標を掲げました⁸。また、平成26年7月に従来は病院のみであった指定対象に、新たに診療所が追加されました。

<認知症疾患医療センターの指定状況(平成26年12月現在)>



地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図るため、都道府県又は指定都市によって指定を受けた病院又は診療所に設置される。平成 26 年 12 月現在、全国で 289 か所が指定されている。

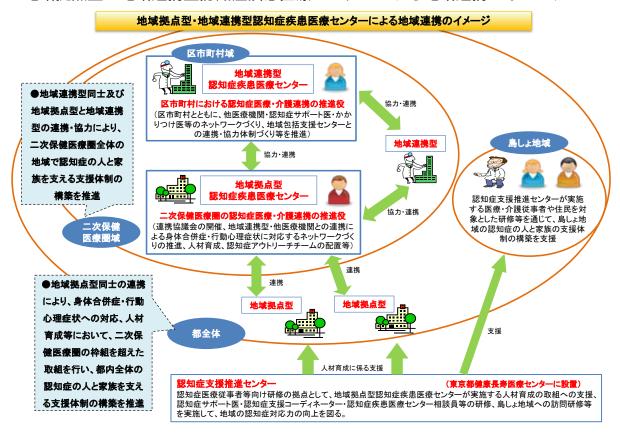
8 新オレンジプランにおいても、平成29年度末までに全国で約500か所整備する目標が掲げられている。

⁷ 認知症疾患医療センター

施策の方向

- 急増が見込まれている認知症の人と家族が地域で安心して生活するためには、状態に 応じて適切な医療・介護・生活支援等の支援を受けることができる体制を、各区市町村 において構築することが必要です。
- 地域における支援体制を構築するため、医療機関相互や医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センターを島しょ地域を除く全区市町村に設置し、認知症の人と家族が地域で安心して生活できるよう支援していきます。
- 平成27年度以降新たに認知症疾患医療センターとして指定する医療機関は、「地域連携型」認知症疾患医療センターとなり、専門医療相談の実施、鑑別診断とその初期対応、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進等を担います。
- これまで指定していた12か所の認知症疾患医療センターは、「地域拠点型」認知症疾患医療センターとなり、所在する区市の専門医療相談等を担うほか、引き続き二次保健医療圏における拠点センターとして、認知症疾患医療・介護連携協議会の開催、地域の医療・介護関係者向けの研修会開催、認知症アウトリーチチームの配置等を担います。
- 認知症の診断、薬物治療、身体合併症と行動・心理症状への対応等の専門医療の提供について、認知症疾患医療センターと地域の医療機関が連携を図り、今後急速に増加する認知症の人に対応できる体制を整えていきます。
- 身体合併症を患ったとき又は行動・心理症状が悪化したときに対応できる医療機関を確保するとともに、地域連携の推進や医療・介護従事者の認知症対応力の向上を図ることにより、身体合併症や行動・心理症状を有する認知症の人を地域で受け入れる体制づくりを進めていきます。
- 認知症疾患医療センターが、地域における認知症医療に係る人材育成において中心的な役割を担うことで、地域における認知症専門医療の充実と認知症対応力の向上を図っていきます。
- 島しょ地域については、認知症に係る医療・介護資源の整備や、医療・介護従事者の確保が厳しい状況にあります。各島の地域特性に応じて、認知症の人の支援体制を構築する必要があるため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの専門職が各島を訪問して、医療・介護従事者や住民を対象とした研修会、個別ケースへの助言、認知症に関する島の現状や課題等を自由に話す意見交換会等を実施しています。これらの取組を通じて、島しょ地域における認知症の人と家族への支援体制の構築を支援していきます。

<地域拠点型・地域連携型認知症疾患医療センターによる地域連携のイメージ>



【主な施策】

・認知症疾患医療センター運営事業〔福祉保健局〕

都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と 行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関 係者等との連携の推進、人材の育成等を行うことにより、認知症の人の地域生活を支 える医療体制の構築を図ります。

・認知症支援推進センター設置事業【新規】〔福祉保健局〕

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを都内における認知症医療従事者等の研修の拠点と位置付け、各認知症疾患医療センターにおける人材育成の取組を支援するとともに、認知症サポート医フォローアップ研修、認知症疾患医療センター相談員研修、認知症支援コーディネーター研修、島しょ地域への訪問研修等を実施します。

・認知症専門病棟運営費補助〔福祉保健局〕

認知症高齢者に対して適切な治療を行う専門病棟を有する都内の民間精神科病院の 運営を支援し、認知症高齢者に対する適切な入院医療を確保していきます。

認知症疾患医療センターの指定目標

【現状】 平成 26 年度末 12 施設



【目標】

平成 27 年度末 地域拠点型 12 施設 地域連携型 41 施設

2 認知症の早期発見・診断・対応の推進

現状と課題

- 認知症になっても住み慣れた地域での生活を続けるためには、早期発見・早期診断と、 状態に応じた適切な医療・介護・生活支援等の支援を受けることが必要です。しかし、 本人や家族が早期診断の重要性を認識していない場合や、本人が受診に消極的な場合、 どこに相談をすればよいのか分からず、受診に結び付かない場合があります。
- 都は、認知症の早期発見・診断・対応を進めるため、認知症の研究・治療拠点である 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの知見を活用して、平成26年5月に「自 分でできる認知症の気づきチェックリスト」を作成しました。
- このチェックリストを、新たに作成した認知症の普及啓発用パンフレット「知って安心 認知症~認知症の人にやさしいまち 東京を目指して~」に盛り込み、区市町村や関係機関に配布するとともに、都における認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ⁹」への掲載、新聞折込の実施等により、広く都民へ普及を図っています。
- また、区市町村にパンフレット「知って安心 認知症」のひな型を提供して、区市町村が都の原稿を活用して、それぞれの地域の相談先等を記載したパンフレットを作成できるよう、支援しています。



^{9 「}とうきょう認知症ナビ」URL

<自分でできる認知症の気づきチェックリスト>

■ 自分でできる■ 認知症の気づきチェックリスト	最もあてはまるところに○をつけてください。			
財布や鍵など、物を 置いた場所がわから なくなることがありますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
チェック 2 5分前に聞いた話を 思い出せないことが ありますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ (4点)
ポープ 3	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ (4点)
チェック 4 今日が何月何日か わからないときが ありますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ (4点)
きまっとしている 言葉が、すぐに出てこ ないことがありますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ

チェック 6 貯金の出し入れや、 家賃や公共料金の 支払いは一人でできますか	問題なく できる 1 _点	だいたい できる	あまり できない	できない (4点)
チェック で 一人で買い物に 行けますか	問題なく できる 1 点	だいたい できる 2点	あまり できない 3点	できない (4点)
チェック 8 バスや電車、自家用車 などを使って一人で 外出できますか	問題なく できる 1 点	だいたい できる (2点)	あまり できない 3点	できない (4点)
チェック 9 自分で掃除機や ほうきを使って 掃除ができますか	問題なく できる 1 点	だいたい できる (2点)	あまり できない 3点	できない (4点)
電話番号を調べて、 電話をかけること ができますか	問題なく できる 1 点	だいたい できる 2点	あまり できない 3点	できない (4点)

チェックしたら、①から⑩の合計を計算 ▶ 合計点 点

20点以上の場合は、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。

※このチェックリスト の結果はあくまでも おおよその目安で医 学的診断に代わるも のではありません。 認知症の診断には医 療機関での受診が必 要です。

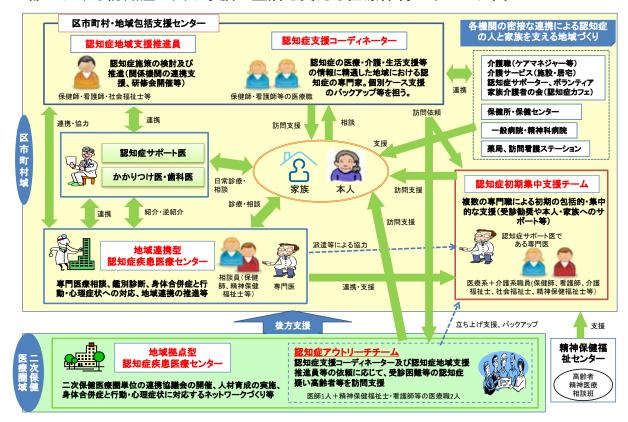
※身体機能が低下して いる場合は点数が高 くなる可能性があり ます。

- また、平成25年度から区市町村に認知症支援コーディネーターを配置して、認知症の疑いのある人の早期把握に努めるとともに、認知症の人の家族や関係機関等からの相談を受け、訪問支援等により、適切な医療・介護サービスにつなげる取組を実施しています。
- それとともに、認知症疾患医療センターに医師、看護師、精神保健福祉士等で構成される認知症アウトリーチチームを配置して、認知症支援コーディネーターからの依頼に応じて、受診困難等の認知症の疑いのある高齢者を訪問支援する取組も進めています。

施策の方向

- 都民の認知症に対する正しい理解を深め、認知症が疑われる場合に速やかな受診を促進するため、区市町村や医療機関と連携した普及啓発を行っていきます。
- 区市町村に認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知症の 専門家である認知症支援コーディネーターを配置し、個別ケース支援のバックアップ等 を担い、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めることにより、地域 の認知症対応力向上を図っていきます。
- 地域拠点型認知症疾患医療センターに認知症アウトリーチチームを配置し、認知症支援コーディネーター等の依頼に応じて、受診困難等の認知症の疑いのある高齢者を訪問支援することにより、認知症の人とその家族の地域での生活を支援していきます。

<都における認知症の人と家族の生活を支える医療体制のイメージ図>



※区市町村はこのイメージ図を参考に、各地域の実情に応じた体制のイメージ図を作成する。

【主な施策】

· 認知症普及啓発事業「高齢社会対策区市町村包括補助事業」〔福祉保健局〕

地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・ 啓発の取組を支援します。

・認知症疾患医療センター運営事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と 行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関 係者等との連携の推進、人材の育成等を行うことにより、認知症の人の地域生活を支 える医療体制の構築を図ります。

・認知症支援コーディネーター事業【新規】〔福祉保健局〕

区市町村に、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知 症の専門家であり、個別ケース支援のバックアップ等を担う認知症支援コーディネー ターを配置します。

・認知症アウトリーチチームの配置〔福祉保健局〕

地域拠点型認知症疾患医療センターに、認知症支援コーディネーター等の依頼に応じて、受診困難等の認知症の疑いのある高齢者を訪問支援する認知症アウトリーチ チームを配置します。

第3節 認知症の人と家族を支える人材の育成

○ 認知症の人と家族を地域で支える人材を育成するため、認知症介護の実践 的知識・技術習得のための研修や、医療従事者等の認知症対応力向上を図る 研修の実施等の取組を進めます。

1 認知症介護サービスを担う人材の育成

現状と課題

- 認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、これまでの生活との継続性の 確保が必要です。そのためには、認知症対応型サービス事業者だけではなく、訪問介護 等を含む全ての介護サービス事業者が、認知症介護の基本を学ぶ必要があります。
- 認知症の人に対してより適切なサービスを提供するため、これまでの介護の実践に基づく認知症の人に対するケアのノウハウの蓄積を生かすことが重要です。そのため、都はこれまで、認知症介護研修を通じ、これら蓄積された最新の知識、ケアの手法などを、介護の現場全体に浸透させる取組を行ってきました。
- 認知症介護研修の修了者は、各介護サービス事業所の中だけでなく、地域の社会資源との連携や、地域のリーダーとしての役割も期待されているため、こうした人材の地域における活用を推進していく必要があります。

施策の方向

- 認知症介護を担う人材育成の拡大を図ります。
- 引き続き、様々な介護職を対象に認知症ケアに関する研修を実施し、地域における認知症ケアの質の向上を図るとともに、地域における人材の活用について、検討を行っていきます。

【主な施策】

·認知症介護研修事業〔福祉保健局〕

介護実務者及びその指導的立場にある人に対し、認知症介護に関する専門的研修を 実施し、技術の向上を図ります。

2 認知症医療サービスを担う人材の育成

現状と課題

- 認知症の人の急速な増加に伴い、認知症の医療に精通した医師や看護師の育成が急務となっています。それに加えて、地域包括支援センター、介護支援専門員等の認知症対応力の更なる向上が必要です。
- 高齢者が日頃から受診する診療所等のかかりつけ医が、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得することや、認知症サポート医の活動を促進することも課題です。
- また、認知症の人の支援には多職種の連携が不可欠ですが、多職種が顔を合わせる機会が少なく、同じ用語を使用しても理解に違いがある等、認知症ケアの現場で連携がとれた対応ができていないとの指摘があります。
- 都では、認知症疾患医療センターの役割の一つに「人材育成機関としての役割」を位置付けており、各センターにおいては、医療・介護従事者向けの各種研修会を開催しています。また、区市町村や地区医師会が実施する認知症対応力向上研修に、各認知症疾患医療センターが講師を派遣するなどの支援を行っています。
- 平成25年度からは、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを都内における 認知症医療従事者等の研修の拠点と位置付け、各認知症疾患医療センターにおける人材 育成の取組を支援しています。
- 各認知症疾患医療センター共通の取組としては、「看護師認知症対応力向上研修¹⁰」(平成 25 年度から)、「認知症多職種協働研修¹¹」(平成 26 年度から)を実施しています。
- また、認知症支援コーディネーターや地域包括支援センター職員を対象に「認知症アセスメントシート (DASC)¹²」研修を実施し、地域包括支援センターの認知症対応力向上を図っています。

施策の方向

■ 認知症疾患医療センターが、引き続き地域における認知症医療に係る人材育成において中心的な役割を担うことで、地域における認知症専門医療の充実と認知症対応力の向上を図っていきます。

都独自のテキストを作成し、平成25年度から認知症疾患医療センター等において、地域の病院に勤務する 看護師を対象として実施している研修(平成27年2月末現在の修了者数1,621人)

都独自のテキストを作成し、平成26年度から認知症疾患医療センターにおいて、認知症の人の支援に携わる多職種を対象として実施している研修(平成27年2月末現在の修了者数507人)

¹⁰ 看護師認知症対応力向上研修

¹¹ 認知症多職種協働研修

^{12 148}ページ参照

- 都内における認知症医療従事者等の研修の拠点と位置付けている地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「認知症支援推進センター」を設置して、各認知症疾患医療センターにおける人材育成の取組を支援するとともに、認知症サポート医の活動を促進するための実践的なフォローアップ研修、認知症疾患医療センター相談員研修、認知症支援コーディネーター研修等を実施することにより、認知症ケアに携わる医療従事者等の都内全体のレベルアップを図っていきます。
- 平成27年度から地域拠点型認知症疾患医療センターにおいて、新たに、かかりつけ 医を対象として、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識 と方法を習得するための研修を実施します。

【主な施策】

・認知症疾患医療センター運営事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と 行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関 係者等との連携の推進、人材の育成等を行うことにより、認知症の人の地域生活を支 える医療体制の構築を図ります。

・認知症支援推進センター設置事業【新規】〈再掲〉〔福祉保健局〕

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを都内における認知症医療従事者等の研修の拠点と位置付け、各認知症疾患医療センターにおける人材育成の取組を支援するとともに、認知症サポート医フォローアップ研修、認知症疾患医療センター相談員研修、認知症支援コーディネーター研修、島しょ地域への訪問研修等を実施します。

・看護師等認知症対応力向上研修〔福祉保健局〕

各地域拠点型認知症疾患医療センターにおいて、病院の看護師等が、入院から退院 後の在宅生活までを視野に入れた認知症ケアについての知識を学ぶことで、認知症の 人の病院での受療と、退院後の在宅復帰を促進するための研修を実施します。

· 認知症多職種協働研修〔福祉保健局〕

各地域拠点型認知症疾患医療センターにおいて、認知症の人の支援に携わる専門職や行政関係者を対象として、認知症ケアに関わる多様な職種や支援者の視点を互いに理解し、認知症の人が必要とする支援を提供することを学ぶための研修を実施します。

・かかりつけ医認知症対応力向上研修〔福祉保健局〕

各地域拠点型認知症疾患医療センターにおいて、かかりつけ医を対象として、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施します。

第4節 認知症の人と家族を支える地域づくり

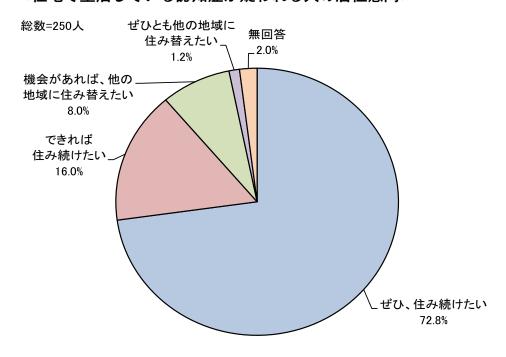
- 認知症の人と家族を支える地域づくりを進めるため、東京都認知症対策推 進会議での検討などを踏まえ、効果的な支援策を構築します。
- 社会的に対策が遅れている若年性認知症について、先駆的な取組を推進します。

1 認知症の人と家族を支える地域づくり

現状と課題

● 認知症が疑われる人の約9割が住み慣れた地域で暮らし続けたいと考えています。

<在宅で生活している認知症が疑われる人の居住意向>



資料:東京都福祉保健局高齢社会対策部「在宅高齢者実態調査(専門調査)」(平成21年3月)

- 認知症の人と家族が安心して地域で暮らせるようにするためには、地域住民に認知症について正しく理解してもらい、地域社会全体で支えることが重要です。
- しかし、東京という大都市の特性を考えると、高齢者単独世帯の増加など世帯構成員の減少、都市化の一層の進展、住民の流動化などにより地域のつながりが失われるなどの課題があります。一方、東京には多数の人が住み働き、また介護サービス事業者だけでなく、商店街、交通機関等の日常生活を支える多様な社会資源が身近な地域に存在するなどの利点もあります。

- こうした利点を生かし、認知症の人と家族を地域で支えるためには、専門職による支援のほか、都民一人ひとりが認知症について正しく理解し、見守り、声を掛け合うことが必要です。孤立しやすい認知症の人と家族にとっては、商店街や交通機関などを含む、地域での見守りの取組や、家族会の活動など、介護者を支援する取組が支えになります。
- また、都では、国の「認知症を知り地域をつくる 10 ヵ年」キャンペーンと連動して、 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする「認知症サポーター」の養成支援等を行っており、平成 26 年 12 月末現在で、 約 34 万人¹³ の認知症サポーターがいます。
- 認知症サポーターも重要な社会資源です。認知症サポーターの活動と見守り等の施策 を連動させ、地域の中で一体的に展開していくことが必要です。
- 近年、社会的関心が高まっている徘徊等を原因とする認知症の人の行方不明について も、こうした一体的な取組により未然に防止することが重要です。
- 都では、こうした取組にもかかわらず発生してしまった認知症の人の行方不明・身元不明等について、区市町村からの依頼に基づき、都内区市町村へ一斉に周知する取組を行ってきました。今後も関係機関との情報共有によって、より効果的な早期解決のための仕組みをつくっていくことが必要です。

施策の方向

- 東京の地域特性を踏まえ、地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進め、認知症の人と家族を支える地域づくりを支援します。
- 認知症の人やその家族の視点に立って、都民の認知症に対する理解を促進するとともに、認知症の人と家族を地域で支える機運の醸成のために普及啓発を進めます。
- 孤立しやすい家族介護者を支援するため、家族会の活動を支援します。
- 認知症サポーターの養成支援や、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成を引き続き行います。
- 身近な地域で認知症の人と家族を支える認知症サポーターが活躍できる場や復習を兼ねて学習できるフォローアップの機会の拡大を支援します。
- 徘徊等を原因とする認知症の人の行方不明・身元不明の早期解決を図るため、関係機関との情報共有の仕組みづくりを推進します。

【主な施策】

・認知症対策推進事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

認知症対策を総合的に推進するため、「東京都認知症対策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。また、普及啓発を目的とした都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」の活用を通じ、普及啓発を図ります。

- ・認知症地域支援ネットワーク事業[高齢社会対策区市町村包括補助事業](福祉保健局) 地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の人と家 族を支える人材や社会資源によるネットワーク構築、そのネットワークを活用した徘徊行方不明者の早期発見、家族会の育成・支援などの取組を支援します。
- ・認知症普及啓発事業[高齢社会対策区市町村包括補助事業]〈再掲〉〔福祉保健局〕 地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・ 啓発の取組を支援します。
- ・認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業 [高齢社会対策区市町村包括補助事業] (福祉保健局)

医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援します。

- ・認知症の人を地域で支える事業 [高齢社会対策区市町村包括補助事業] 〔福祉保健局〕 区市町村が主体となり、認知症サポーター等、認知症の人を支援する人材の活用、 又は認知症の人が地域において社会的な活動ができる場の確保や提供に係る検討・試 行や独自の取組を支援します。
- ・キャラバン・メイト養成研修〔福祉保健局〕

認知症について正しい知識を持ち地域で認知症の人と家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座の講師役となり、また地域でのリーダー役を担うキャラバン・メイトを養成します。

・認知症高齢者の行方不明・身元不明対策〔福祉保健局〕

区市町村からの依頼に基づき、認知症が疑われる行方不明高齢者等の情報を都内区 市町村などに提供する取組を充実し、関係機関との情報共有を推進します。



認知症の人と家族を地域で支える認知症カフェ

- 認知症の人とその家族、地域住民、専門職等が集い、認知症や介護について語り合う「認知症カフェ」の取組が、都内各地で始まっています。介護を行っている家族が集い、交流する場は以前からありましたが、最近は認知症疾患医療センターや地区医師会の協力を得て、交流会への医師や看護師等の医療職の参加、医師による個別相談会の開催、地域住民との交流など、地域によって様々な取組が行われています。
- 港区では、平成 26 年度にNPO等への委託により、区内 5 か所で「みんなとオレンジカフェ」を開設しました。毎月 1 回開催して交流等を楽しむとともに、医師等を交えての専門相談、観光バスをチャーターしてのおでかけツアー、認知症予防プログラムの体験、カフェ運営を担うボランティア養成講座等の多様な取組を行っています。
- 目黒区では、平成 25 年度に「Dカフェ・ラミョ」が開設され、「認知症の人も、 ご家族も、お医者さんも、ヘルパーさんもみんな一緒に Let's コーヒーブレー ク」を合言葉として、月 2 回の認知症カフェが開催されています。また、カフェ を中心に、認知症疾患医療センターの認知症専門医や地域のかかりつけ医等 を囲んだ月 1 回の懇談会形式の学習会の開催、認知症サポーター養成講座の 開催、認知症の地域情報誌の発行等の取組が行われています。
- 他の地域においても、区市町村からのNPOや社会福祉法人等への委託や、 医療・介護関係者や認知症の人の家族の自主運営により、認知症カフェが開催されています。週5日程度開催される常設型の認知症カフェも始まっており、今後都内のより多くの地域で認知症カフェが開設され、カフェの取組を通して、認知症の人と家族を支える地域づくりが進められることが期待されます。



みんなとオレンジカフェ(港区) での語らいの様子



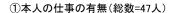
Dカフェ・ラミヨ(目黒区) での 医師を囲んだ語らいの様子

2 若年性認知症対策

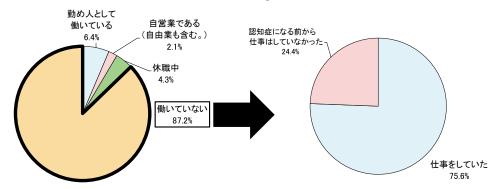
現状と課題

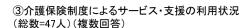
- 65 歳未満で発症する若年性認知症の人は都内に約4千人と推計されており¹⁴、65 歳以上で何らかの認知症の症状を有する要介護(要支援)認定者約38万人と比較すると非常に少数です。
- 若年性認知症の人と家族にとって、家計を支える働き手を失うなどの経済的課題、若年性認知症の人の身体機能やニーズに合ったケアを提供する社会資源が少ないといった課題など、高齢期に発症する認知症とは異なる課題が存在しますが、社会的な対策が遅れています。

<若年性認知症の人の状況>

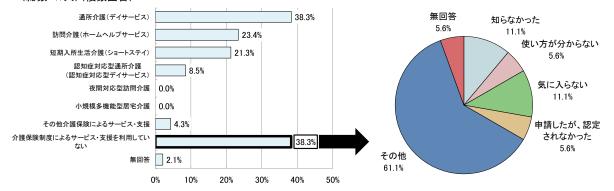


②認知症になる前の仕事の有無(総数=41人)

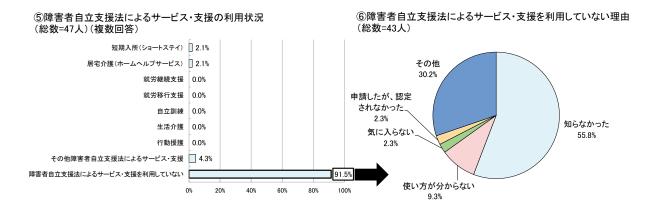


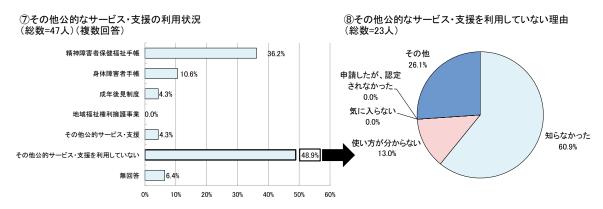


④介護保険制度によるサービス・支援を利用していない理由 (総数=18人)



¹⁴ 平成19年度厚生労働省科学研究における茨城県と群馬県の悉皆調査による推計値から算出した東京都における若年性認知症の人の推計値





資料:東京都福祉保健局高齢社会対策部「東京都若年性認知症生活実態調査」(平成 20 年 8 月)

- 特に、就労継続、経済面の支援など、高齢者の相談窓口では対応が困難な問題はどこ に相談すればよいか分からず、介護保険サービスや障害福祉サービス等を利用していな い人も多く、家族で問題を抱え込んでしまうことがあります。
- 区市町村の相談窓口にとっても、人数の少ない若年性認知症の人への支援は、支援の 実績が蓄積されにくく、障害福祉サービスや雇用等の介護以外の相談については十分に 対応できているとは言えない状況です。

施策の方向

- 若年性認知症の人を支援する区市町村からの相談に対応するとともに、若年性認知症 の人と家族が問題を抱え込まずに安心して相談でき、必要な支援につなげるためのワン ストップ相談窓口を設置します。
- 様々な問題を抱える家族介護者の心理的サポートやレスパイト¹⁵ を行う家族会の活動や拠点整備を支援します。

¹⁵ レスパイト

乳幼児や障害者、高齢者など要介護者を在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアの代替を行うサービスのこと。

【主な施策】

· 認知症対策推進事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

認知症対策を総合的に推進するため、「東京都認知症対策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。また、普及啓発を目的とした都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」の活用を通じ、普及啓発を図ります。

・東京都若年性認知症総合支援センター設置事業〔福祉保健局〕

若年性認知症の人、家族、区市町村、地域包括支援センター等の専門機関に対する ワンストップ相談窓口を設置することにより、若年性認知症の人を早期に適切な支援 に結び付け、若年性認知症特有の問題解決を図ります。

・若年性認知症の人と家族を支える体制整備事業 [高齢社会対策区市町村包括補助事業] 〔福祉保健局〕

若年性認知症の家族会への支援や、若年性認知症の人の活動を支援するための拠点 整備を行う区市町村の取組を支援します。